

報告第14号

平成30年度大村市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度大村市健全化判断比率及び資金不足比率について別添のとおり報告する。

令和元年9月11日提出

大村市長 園田 裕史

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	7.4	65.0
早期健全化基準	12.52	17.52	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
大村市病院事業会計	—	
大村市工業団地整備事業特別会計	—	
大村市水道事業会計	—	
大村市工業用水道事業会計	—	
大村市下水道事業会計	—	
大村市農業集落排水事業会計	—	
大村市モーターボート競走事業会計	—	